

# 認知症対応型共同生活介護（予防）事業運営規程

## （事業の目的）

### 第1条

この規程は、医療法人和真会が開設する『グループホームわかば』（以下「事業所」という）が行う認知症対応型共同生活介護（予防）事業（以下「グループホーム事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の認知症対応型共同生活介護従業者（以下「グループホーム従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正なグループホーム事業を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

### 第2条

- 1 事業所のグループホーム従業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止の予防に資するよう、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密に連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 当事業所は、他グループホーム事業所では対応困難な、透析患者を積極的に受け入れるものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホームわかば
- 2 所在地 宮崎県日南市上平野町二丁目8番地20

## （従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者2名  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者1名以上  
計画作成担当者は、利用者に応じた認知症対応型共同生活介護（予防）計画作成等を行う。
- 3 介護職員1名以上  
介護従業者は、認知症対応型共同生活介護（予防）の提供に当たる。

## （利用定員）

第5条 当該事業所における利用定員は2ユニット18名とする。

（認知症対応型共同生活介護（予防）の内容及び利用料その他の費用の額）

## 第6条

グループホーム事業の内容は、下記に掲げるとおりとし、事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護（予防）の利用料は、当該サービスについて厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

### 1 介護の内容

心身の状況に応じて介護職員が、食事、入浴、洗濯、排泄整容、お部屋の清掃、体位変換、通院、就寝見守り、会話、レクリエーション等日常生活に必要な介護全般を行う。

日常生活の中で、必要な動作を訓練に取り入れ、手芸、園芸、工作、歩行等、機能の回復を目指す。

### 2 その他の費用

(1) 食材料費等	1日あたり	1,100円
(2) 家賃等	1日あたり	800円
(3) 管理費（水道光熱費）	1日あたり	600円
(4) おむつ代	実費相当額	

(1)～(4)を徴収する場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（支払いの方法）

## 第7条

認知症対応型共同生活介護の利用料金は事業所の定める期日までに、利用者等の銀行口座より引き落としするものとする。

（入居に当たっての留意事項）

## 第8条

利用者は認知症対応型共同生活介護（予防）の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

## 第9条

グループホーム従業者は、サービスの実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、管理者に報告し、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第10条

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行なう。なお、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように努めるものとする。

(認知症対応型共同生活介護（予防）の利用契約)

第11条

本法人は、認知症対応型共同生活介護（予防）の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して認知症対応型共同生活介護利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

(衛生管理及びグループホーム従業員の健康管理等)

第12条

- 1 事業所は、サービスに使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業所は、グループホーム従業員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第13条

- 1 グループホーム従業員は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、グループホーム従業員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、グループホーム従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、グループホーム従業員との雇用契約の内容とする。

(認知症対応型共同生活介護（予防）計画の作成)

第14条

- 1 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護（予防）計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 2 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護（予防）計画を作成した際には、利用者又はその家族に交付する。
- 3 グループホーム従業員は、それぞれの利用者について、認知症対応型共同生活介護（予防）計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行なう。

(サービス提供の記録)

#### 第15条

- 1 事業者は、事業を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(記録の整備)

#### 第16条

- 1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護（予防）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
  - (1) 認知症対応型共同生活介護（予防）計画
  - (2) 提供した具体的なサービス内容の記録
  - (3) 市町村への通知に係る記録
  - (4) 苦情の内容等の記録
  - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
  - (6) 運営推進会議から出された意見、評価、要望、助言等の記録
  - (7) 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(緊急やむを得ない身体拘束)

#### 第17条

- 1 サービスの提供に当たっては入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）などの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行わない。
- 2 入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）などの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない身体拘束を行なう場合「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件の確認、手続きを慎重に行なう。
- 3 利用者本人や家族に対して身体拘束に関する説明を行い同意を得る（同意書）
- 4 身体拘束廃止委員会設置し手続きを定め、具体的事例の検討を行い判断する体制を原則とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

#### 第18条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

#### 第19条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護（予防）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

#### 第20条

- 1 管理者は、提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護（予防）に関し、市町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護（予防）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告する。

(損害賠償)

#### 第21条

事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護（予防）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(その他運営に関する重要事項)

## 第22条

- 1 事業所は、グループホーム従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後6か月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 グループホーム従業員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本法人が定めるものとする。

## 附則

1. この規程は、指定日より施行する。
2. この規定は、平成18年4月1日より改定施行する。
3. この規定は、平成18年6月1日より改定施行する。
4. この規定は、平成19年1月1日より改定施行する。
5. この規定は、平成19年10月1日より改定施行する。
6. この規定は、平成21年6月1日より改定施行する。
7. この規定は、平成24年4月1日より改定施行する。
8. この規定は、平成25年11月1日より改定施行する。
9. この規定は、平成26年4月1日より改定施行する。
10. この規定は、平成27年4月1日より改定施行する。
11. この規定は、平成28年11月22日より改定施行する。
12. この規定は、令和元年10月1日より改定施行する。
13. この規定は、令和6年2月1日より改定施行する。
14. この規定は、令和8年8月1日より改定施行する。